

これは正本である。

平成13年12月28日

東京地方裁判所民事第41部

裁判所書記官 濱崎 啓介



平成13年12月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 濱崎啓介

平成11年(ワ)第25732号 保険金請求事件

平成12年(ワ)第21541号 独立当事者参加事件

判 決

茨城県稲敷郡美浦村大字舟子字横田3147番地3

原	告	有限会社ジェイ・アゴラ
同 代 表 者 取 締 役	李	好 珍
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	浅 古	栄 一
同	梅 宮	毅 雄

大韓民国ソウル特別市鍾路区世宗路178番地

(送達場所 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号)

被	告	現代海上火災保険株式会社
日 本 に お け る 代 表 者	高 田	博
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	藤 井	郁 也
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	坂 上	勝 男
同	武 藤	司 郎

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目55番6号

参 加 人	株 式 会 社	セ ア
同 代 表 者 代 表 取 締 役	李	洙 烈
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	寺 内	従 道

口頭弁論終結日 平成13年11月27日

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 参加人の被告に対する請求を棄却する。
- 3 原告と参加人との間において、参加人が別紙火災保険金請求権目録記載の火災保険金請求権を有することを確認する。

4 訴訟費用は、これを5分し、その1を参加人の負担とし、その余を原告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

#### 1 原告の請求

被告は、原告に対し、金3億2870万円及びこれに対する平成12年2月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

#### 2 参加人の請求

(1) 被告は、参加人に対し、金5000万円及びこれに対する平成10年9月18日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 主文第3項と同旨。

### 第2 事案の概要

1 本件は、パチンコ店を営む原告が、経営する店舗が火災にあったとして、被告に対し店舗総合保険契約に基づき保険金の支払を求め、また参加人が原告から火災保険金請求権を譲り受けたとして、原告に対し参加人が保険金請求権を有することの確認を求めるとともに、被告に対し保険金の支払を求めたものであり、これに対し、被告において当該火災は原告の故意又は重大な過失に基づくものであるなどとして、その支払を拒否している事案である。

#### 2 当事者間に争いのない事実

(1) 原告は、平成8年8月頃から、茨城県稲敷郡美浦村大字舟子字横田3143番地の1に所在する鉄骨造スレート葺2階建の遊技場・寄宿舍（以下「本件建物」という。）において「遊名人」との名称でパチンコ店（以下「本件パチンコ店」という。）を営んでいた。

(2) 被告は、大韓民国法に準拠して設立された法人で店舗総合保険等の各種損害保険業を営んでいる会社である。

(3) 原告は、平成8年8月8日、被告との間に、本件パチンコ店について店舗

総合保険契約を締結し、平成9年7月31日同内容で更改した。原告と被告は、平成10年8月7日、次のとおり合計保険金額3億2870万円で、店舗総合保険契約を更改し（以下「本件保険契約」という。）、原告は、同日、被告に対し、その保険料4万3030円を支払った。

鉄骨モルタルコンクリート陸屋根地上2階建建物

保険金額 1億5750万円

設備機械什器一式（ネオンサイン等含む）

保険金額 1億6800万円

商品・製品等一式

保険金額 210万円

商品（煙草類）

保険金額 110万円

(4) 本件パチンコ店は、平成10年9月5日午前3時頃から同日午前4時頃の間、何者かによる放火を原因として火災（以下「本件火災」という。）が発生し、本件建物の1階及び2階の一部及びパチンコ台等の設備及び備品等を焼燬した。

(5) 原告は、被告に対し、保険金の支払を求めたが、被告は、平成10年10月9日付け書面で、本件建物は、更改契約当時から空き家になっており、原告はその事実を告知していなかったとして、本件保険契約を解除し、保険金を支払わない。

(6) 原告と参加人との間には、原告が参加人に対し本件保険契約に基づく被告に対する保険金請求権を譲渡する旨が記載された、原告及び参加人作成名義の債権譲渡契約書（丙1）が存在する。

### 3 争点及び当事者の主張

#### (1) 争点1

本件パチンコ店に関する原告と今村尚義との関係如何。原告は、今村尚義

に対し、本件パチンコ店を賃貸していたか。

(被告の主張)

原告は、本件訴訟に先立つ民事調停において、今村尚義を原告の従業員と主張していたこと、本件パチンコ店の営業許可名義が原告のままであること、原告と今村尚義との間で作成された書面が営業委託契約書であること、この営業委託契約締結後も、李好珍がその経営する会社名義で、本件パチンコ店のリース代を支払っていたことなどからすると、今村尚義は、本件パチンコ店の賃借人として原告から独立して経営していたものではなく、原告の履行補助者として本件パチンコ店を管理していたにすぎない。店舗総合保険約款にいう「法人の業務を執行するその他の機関」とは、形式上の保険契約者・被保険者たる法人の理事、取締役に限らず、信義則上、実質的に見て法人の機関又はこれに準じる地位にある者ないし法人の機関の履行補助者として、その業務を執行し、保険目的物を管理する者も「法人の業務を執行するその他の機関」に当たると考えられる。したがって、今村尚義は「法人の業務を執行するその他の機関」に当たるものである。本件火災は、今村尚義の故意又は重過失により招来されたものであるので、店舗総合保険約款2条1項により、被告は保険金支払義務を負わない。

(原告の主張)

原告と今村尚義とは、本件パチンコ店について、期間を平成9年12月1日から2年間とし、賃料を月額100万円とし、対象を本件パチンコ店舗、店舗内のリース物件及びコンピューター等の設備関係とし、またパチンコ台については賃貸借契約期間中は賃借人の意思で処分でき、賃借人の意思で新たに設置することができるが、賃貸借終了の際にはその時点で残存しているパチンコ台（賃借人が新たに設置したパチンコ台を含む。）を返還するという内容で賃貸借契約を締結した。

ところで、原告と今村尚義との間には、業務委託契約書と題する契約書

(甲8) が存するが、通常の業務委託契約においては、委託者が委託料を支払い、委託者が経費を負担し、また委託者がパチンコ台を設置するものであるが、上記契約においては、受託者である今村尚義が委託料を支払い、経費を負担し、またパチンコ台の購入代金を支払っているのであるから、同契約については賃貸借契約と捉えないと説明がつかないことになる。原告及び今村尚義は、両者間の契約を賃貸借契約にすると、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗営業等規制法」という。）上の許可名義を今村尚義に変更する必要があるが生じるので、敢えて業務委託契約という形式を採ったにすぎない。

以上のとおり、本件パチンコ店に関して、原告と今村尚義との間には賃貸借契約が締結されており、今村尚義は原告から独立して本件パチンコ店を営んでいたものである。

## (2) 争点2

被告に、店舗総合保険約款に規定される免責事由はあるか。被告は、次の免責事由を選択的に主張している。

ア 本件火災が、原告の故意によるものとして、被告は免責されるか。

(被告の主張)

本件火災が放火により発生したものであることは原告も認めるところである。そして、パチンコ店においては、高価なパチンコ台、スロット台等の機器の盗難防止と、パチンコ台を不正に操作する仕事師と称される者の侵入を防止するため、閉店後は店舗を嚴重に施錠するのがパチンコ業界の常識であるのに、1階パチンコ店の部分のシャッターを施錠しないのは、パチンコ業界では考えられない異常な施錠管理である。加えて、本件パチンコ店では、平成9年9月から警備会社が巡回を止め、その後債権者らが無断で景品や備品を持ち去る事態が発生したことがあるのであるから、原告は、嚴重に施錠すべき必要性を認識していたものである。このような事

情からすると、本件建物の1階店舗部分のみならず、2階までも施錠しないで放置していたということは、単に管理がずさんであったにとどまらず、敢えて放火犯が侵入しやすいように施錠をしないでいたといわざるを得ない。

原告の実質上の経営者である李好珍とその経営するグループ企業は、本件火災発生当時、負債合計が少なくとも49億円という著しい債務超過に陥っており、また平成10年2月にかけて銀行及び税務当局により経営者である李好珍の自宅が差し押さえられており、放火してでも保険金を取得し、関連企業の負債の返済資金を作らなければならないという動機を抱いても不自然ではない客観的状況であった。また本件火災発生後、李好珍は、融資を受ける際、融資者に対し、保険金が入った場合には直ちに返済する旨周囲に伝えている。これは同人の支配下にある原告が本件パチンコ店を放火して保険金を取得し、李好珍の経営する企業の負債を返済しようとしていたことを示唆するものである。

これらの事実は、原告が本件パチンコ店を放火する動機を有していたことを示すものである。故意による本件火災の招来を推認させるものである。

原告は、本件火災発生日である平成10年9月5日午前9時頃には、本件火災発生の事実を知っていたにもかかわらず、被告にその通知をしたのは、同月17日であり、事故発生の通知を著しく遅滞しており、これには何ら正当事由がない。原告は、本件火災発生日の数日後に被告の保険代理店である有限会社埼商に連絡を取ったというが、保険契約者であり被保険者である原告の経営者が保険代理店の代表者でもある場合には、保険会社に損害の調査を速やかに行わせるという通知の趣旨からは、保険会社である被告に通知をすべきである。

平成7年2月に、李好珍の経営する建物が不審火により炎上し、同人の経営する企業グループのうちの中核企業である三陽開発と商号変更前の原

告が、同年5月、3500万円という多額の火災保険金を取得しており、この事実は、本件における原告の故意を強く推認させるものである。

(原告の主張)

原告は、保険契約の更新に当たり、本件パチンコ店を賃貸したことから店舗休業補償を不要とし、その上で店舗総合保険の保険金額を被告の勧めに従って増額したにすぎない。それでも保険料はトータルで月額1万円以上も安くなっているのであるから、本件保険契約の更新内容から、何ら不自然な点はない。また、設備機械什器一式の保険金額が更新により増額され、しかも本件火災後の鑑定による金額と大きく離れているが、これは保険契約締結時からパチンコ台が減らされたり、無人の時期に痛んだためであって、不自然な点はない。原告を経営する李好珍は、本件火災の第一報を聞いた後、自分の目で確認する前に、先ず現場で営業していた今村尚義に確認しようと思い、同時に従業員をして被告の代理店に報告するように指示したのであり、本件火災発生日の1週間後の平成10年9月12日に火災現場に行ったのである。本件火災現場が遠方にあることや、本件火災の直後に今村尚義から「ぼやなのではないか。」と言われたことを考えれば、決して不自然な行動とは言えない。本件建物1階東側出入口のシャッターの両端がカッターのようなもので切断されていることからすると、放火犯人が同シャッターを切断して侵入したものと考えられるが、家主である原告がシャッターを切断して自己の物件に侵入することは考えにくく、このような放火犯の侵入態様からいって、第三者による放火である。

したがって、本件火災は、原告の故意により招来したものではない。

(参加人の主張)

放火犯の動機には、愉快犯、建物所有者その他関係者に対する恨み及び保険金詐取目的という三つのものがあり、いわば保険金詐取目的の放火の可能性は3分の1にすぎない。軽々に、本件火災が保険金詐取目的で放火

されたということとはできない。本件でいえば、原告の関係者がいつ、どのような態様で本件建物に火を放ったかが証拠によって明らかにされなければならない。ところが、本件における被告立証では、原告にも放火の動機がありうるような気がしてくるだけで、本件の放火が原告の故意によるとの事実は何ら立証されていない。

イ 本件火災発生について、原告に重過失があるか。

(被告の主張)

仮に、原告が故意により本件火災を招来したとの事実が認められないとしても、当時の原告の代表者、実質的な経営者である李好珍、又は原告から営業委託を受けて原告の執行機関となった今村尚義の重大な過失により本件火災を招いたものであるので、被告は保険金支払義務を負わない。

前記のとおり、パチンコ店においては施錠を嚴重にするのが常識であるし、殊に本件パチンコ店においては、警備会社による警備がなされなくなり、また債権者による取り付け騒ぎが起きていたのであるから、1階の店舗部分の施錠を嚴重にするのはもちろん、2階の従業員寮に従業員を宿泊させるなどして、その管理をすべき義務があったものである。それにもかかわらず、原告は、従業員を宿泊させることなく、本件建物の1階及び2階に施錠せず、敢えて放火犯の侵入を招くような状態で放置していたものであるから、原告には、本件火災の発生を招くについて重大な過失があったというべきである。

(原告の主張)

前記のとおり、本件建物1階東側出入口のシャッターの両端がカッターのようなもので切断された形跡がある。シャッターの施錠がなされていない場合においてはそのまま侵入するのが通常であるから、このようにシャッターの両端が切られているということは、本件火災当時、シャッターがきちんと施錠されていた事実を裏付けるものである。したがって、今村尚



義は、本件パチンコ店の管理を十分に行っていたものであり、同人に重過失はない。

仮に今村尚義に重過失が認められるとしても、それは賃借人である同人の重過失にすぎないものであるから、賃貸人である原告に重過失があるということにはならない。

(参加人の主張)

本件における放火が原告の重大な過失によるとするには、空き家状態の建物には放火を防止するために施錠する法的もしくは社会通念上の義務があり、かつ施錠しないと放火されることが当たり前といえる程の高度の予見可能性があることが前提となる。しかしながら、放火は建物に人が居住しているか否か、施錠しているか否かとは関係なく行われているのであり、施錠しておかなければほぼ確実に放火されるという社会常識ないし社会通念は存在しない。この点から、空き家状態の建物には放火を防止するため施錠する法的もしくは社会通念上の義務があるということとはできないし、また施錠しないと放火されることが当たり前といえる程の高度の予見可能性もない。したがって、原告が本件建物を施錠しないままにしておいたことによって放火されたとしても、それは原告の重大な過失により放火されたということにはならない。

ウ 原告において本件火災に対する今村尚義の故意又は重過失が免責事由に当たらない旨主張することは、信義則又は公序良俗上、許されないか。

(被告の主張)

店舗総合保険約款上、「法人の業務を執行するその他の機関」に故意又は重過失がある場合に、保険者が免責される根拠は、保険契約者、その法定代理人及びその業務執行機関に当たる者は、自らの意思で保険契約の締結、変更、あるいは終了に関わり、また通常保険の目的物を所有管理し、保険の利益を受ける立場にあることから、これらの者が自ら重く非難され

るべき行為で保険事故を招来したときにまで損害の填補を認めると、保険契約当事者間の信義則あるいは公序良俗に反することになり、また保険金目当ての事故を誘発するおそれがあることがあって相当でないということにあると考えられる。このような趣旨からすると、仮に、今村尚義が「法人の業務を執行するその他の機関」に当たらず、原告から独立して本件パチンコ店を経営していたとしても、原告が本件パチンコ店の管理を委ねてきた今村尚義が故意又は重過失により火災を招来した場合には、信義則上、また保険事故の発生、増加による弊害を防止する公益上の理由から、被告に対して保険金請求をすることができないと解するべきである。殊に、本件パチンコ店の営業は、風俗営業等規制法上、公安委員会の許可がなければできない営業であり、自己の名義をもって他人に風俗営業を営ませてはならないとされ、名義貸しによる無許可営業は罰則をもって禁止されていることから、原告が違法性の強い名義貸しを理由に、名義借り人の故意又は過失を第三者の故意又は過失であると主張することは、信義則上又は公序良俗上、許されないというべきである。

(原告の主張)

被告は、仮に今村尚義が原告から独立して本件パチンコ店を経営していたとしても、名義貸しが風俗営業等規制法に違反することを理由に、名義借り人の故意又は過失を第三者の故意又は重過失と主張するのは信義則上又は公序良俗上許されない旨主張するが、同法の規制は実質無許可営業を禁ずることによって風俗営業の健全化を図ることを目的とするものであって、保険金請求の健全化を図るためのものではない。名義貸しと保険金請求とは別個の問題である。

エ 本件保険契約は、他人物に対する保険契約締結に当たるとして、無効か。

(被告の主張)

店舗総合保険約款19条1項は、他人のために保険契約を締結する場合

において、保険契約者がその旨を保険契約申込書に明記しなかったときは、保険契約は無効になる旨規定している。本件パチンコ店の建物は、本件保険契約を締結する際は、登記簿上、ジャパンプロス株式会社の所有になっており、原告は賃借権を有するにすぎなかった。本件訴訟において、原告は、本件パチンコ店の店舗部分は、株式会社ニッコー会館の所有であるとの証拠を提出している。また、設備機械に関しても、甲第15号証記載のリース物件であるパッキーカードシステム、券売機、共通カード計数機、補給装置、100円球500円球貸機、コンピューターは株式会社エヌ・シー・エスの所有であった。そうすると、原告は、本件保険契約申込みに当たり、「保険の目的の所有者」欄に、店舗部分についてはジャパンプロス株式会社又は株式会社ニッコー会館と、パッキーカードシステム等の設備機械については株式会社エヌ・シー・エスと記載しなければならなかったものである。被告はこれらの事実を全く知らなかった。

よって、上記約款規定により、本件保険契約は、建物部分は全部、設備機械は甲第15号証記載のリース物件について無効であり、被告はこの部分について保険金支払義務を負わない。

#### (原告の主張)

本件において、本件パチンコ店を支配し、平成9年12月以降賃貸して賃料を得ていたのは原告であり、本件建物の所有者は株式会社ニッコー会館であるが、いずれもその実質的オーナーは李好珍である。そして、被告の担当者も、必ずしも不動産登記簿上の所有者にこだわる必要はなく、実際に保険物件を支配している者を所有者として扱って構わないと述べている。したがって、本件保険契約は「他人のためにする契約」で一般的に言われているような不正な詐欺的行為の危険性もない。

#### (参加人の主張)

真実の所有者を告知する制度の趣旨は、真実の所有者でない者に保険金

取得という利益を得させることを防ぐことにあるところ、本件においては、真実の所有者が念書を差し出して、原告が保険金を取得することを認めているのであるから、原告の不告知はこのような制度趣旨に反するものではない。また、原告が念書があることから、契約者と所有者との利益が一致すると考え、敢えて真実の所有者を記載しなかったとしても、このことについて原告に重大な過失はないというべきである。また、被告としては、これだけの大型保険契約であり、また不動産登記簿謄本程度は自ら取り寄せて所有関係を確認すべき信義則上の義務があるはずであり、真実の所有者を知らなかった点について被告に過失があるというべきである。被告は、真実の所有者の不告知を理由に解除し得ない。

オ 原告に、空き家の事実についての告知義務違反はあるか。

(被告の主張)

本件パチンコ店の水道使用量及び電気使用量から、平成10年7月22日には2階の寮には従業員が誰もいなかったこと、ガス会社の記録から、同年8月18日には本件パチンコ店と同敷地内にある従業員社宅のガス栓が閉栓されていること、古物商が同年8月初旬頃からパチンコ台等の設備関係の取り外し等をしていること、今村尚義が本件パチンコ店は同年7月30日に営業を停止し、店長が同年8月中旬までは残務整理をしていたなどと供述していること等からすると、同年8月中旬頃からは、本件パチンコ店は管理するものが誰もいない空き家になっていたと言える。

保険契約書においては、「建物内の職作業」という欄があり、営業を廃止していたのであれば、同欄に空き家と記載しなければならなかった。原告は、被告と何度も火災保険契約を締結しているのであるから、このことを当然知るべきであった。

被告は、本件パチンコ店が空き家になっているにもかかわらず、原告がこのことを被告に通知しなかったため、この事実を知った平成10年9月

17日から30日を経過していない同年10月9日に本件保険契約を解除した。

仮に、上記「建物内の職作業」欄に空き家である点を記載するものでないとしても、本件建物が空き家であるかどうかは被告が保険を引き受ける際の危険の測定に重要な事実であり、商法644条1項にいう危険測定にかかわる重要事項といえることができるから、原告がこれを告知しなかったのは、商法上の告知義務に違反する。したがって、本件保険契約の解除は有効である。

#### (原告の主張)

今村尚義の休業は、一時的なものであり、廃業ではない。同人は、客入りの多い1月の直前である12月頃を目処に本件パチンコ店を再開する予定であった。同人は客入りの多い1月、5月、8月の直前にオープンし、客足の落ちた時期を見計らって閉店し、また客入りの多い時期の直前に開店する方法を採っていた。今村尚義は、従業員が店の売上げをごまかすなどの不正行為を働いたため赤字状態であったことから、いったん本件パチンコ店を休業したが、平成9年12月に本件パチンコ店を開業した際、約2000万円の資本を投下したので、これを回収するため再開する必要があったのである。

#### (参加人の主張)

「建物内の職作業」とは、基本的に建物の用途を記載する欄であるところ、本件建物の用途がパチンコ店と寮であったことは間違いなく、殊に本件保険契約は更改契約であって、被告の代理店が契約内容を当初から打ち込んできたものであり、保険金等の訂正がなければそのまま押印して契約締結に至るのが一般的であって、原告において、被告の代理店が問題視していないことに気づいて訂正加筆するようなことは通常しないから、原告に重過失はもちろん、過失があったということもできない。

カ 原告に通知義務違反はあるか。

(被告の主張)

店舗総合保険約款によると、保険契約者又は被保険者は、保険の対象に損害が生じたことを知った場合、遅滞なく保険会社に知らせなければならず、正当な事由なくこの通知を怠った場合、保険会社は保険金を支払わないと規定しているところ、原告は、本件火災発生日である平成10年9月5日午前9時頃には本件火災発生の事実を知ったにもかかわらず、被告に通知したのは同月17日であって、この遅延に何ら正当事由はないから、被告は原告に対し保険金支払義務はない。

(原告の主張)

通常、火災の報告は契約者側から保険代理店になされる。原告の従業員は、本件火災のあった平成10年9月5日が土曜日であったことから、翌週の月曜日である同月7日に保険代理店に報告している。保険代理店が火災の事実を知った時から10日以上も保険会社に連絡しないのは通常考えられないから、翌週の同月7日、同月8日、同月9日のいずれかに被告に報告している。したがって、被告に対する報告が異常に遅滞しているとは到底言えない。

(参加人の主張)

原告は、本件火災が土曜日である平成10年9月5日に発生したのに対し、翌週の前半である同月7日ないし9日には被告の代理店に第一報を入れているのであるから、損害発生通知義務違反がなかったことは明らかである。

### (3) 争点3

原告は、参加人に対し、被告に対する保険金請求権を譲渡したか。

(参加人の主張)

参加人は、李好珍に対し、平成10年12月14日から平成11年4月6

日までの間、12回にわたり合計1億3870万円を貸し渡した。同人が担保のために参加人に差し入れていた手形や小切手はいずれも不渡りになった。参加人は、李好珍の経営する会社が債務引受をして主債務者となり、同人が保証人となった証書を作成するなどしてもらっていたが、本件火災発生後は、同人が原告に保険金が入った場合には直ちに返済する旨を述べるようになった。その後、平成12年9月29日、原告と参加人との間に債務確認をするとともに、債権譲渡をするとの契約を締結し、同日、原告はその旨を被告に通知した。

本件保険金請求権について原告代表者として譲渡契約を締結した阿部智應は適法な代表者である。法人が法律行為をする場合の意思表示の瑕疵は代表者の意思を基準として決めるのであり、当時の原告代表者であった阿部智應は本件保険金請求権を真実譲渡する意思をもって、上記契約を締結しているのであり、原告の意思表示に何らの瑕疵もなく、原告の主張は理由がない。

(原告の主張)

本件保険金請求権について債権譲渡契約が締結されたのは平成12年9月29日であり、この契約は、阿部智應が原告代表者として参加人と締結している。しかし、この当時の原告の代表者は、阿部智應でなく、実質的なオーナーであった李好珍であった。しかも、参加人代表者は、原告の実質的オーナーが李好珍であり、本件保険金請求権の処分権限が李好珍にあるのを認識していた。ところが、参加人代表者は、保険金が支払われた際に参加人に対する債務が返済されるのか不安になり、また本件保険金請求権の譲渡を頼んでも李好珍が応じないだろうと考え、原告の商業登記簿上の代表者がたまたま李好珍でなく阿部智應になっているのを奇貨として、本件保険金請求権を譲渡する契約を締結したものである。このように原告の形式的代表者にすぎない阿部智應の本件保険金請求権の譲渡は、阿部個人ないし参加人のいわば私腹を肥やすための行為で、それによって原告に損害を与える行為であるか

ら、民法93条ただし書の類推により、権限濫用行為として無効である。

### 第3 当裁判所の判断

1 前記争いのない事実、後記証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実を認めることができる。

(1) 原告は、平成8年8月8日、被告との間に、保険の目的を本件パチンコ店の店舗建物、設備機械什器一式、商品・製品等一式及び商品（煙草類）とし、保険金額を合計3億1300万円とする店舗総合保険契約を締結した。原告と被告は、翌年は同内容で更改したが、平成10年8月7日、保険金額を合計3億2870万円として更改した。

（当初保険金額につき乙1・2の各1、その余は当事者間に争いが無い。）

(2) 原告と今村尚義は、平成9年12月1日、今村尚義が本件パチンコ店の営業、売上金及び支払金の管理、従業員の管理並びに機械設備等の管理を行うとの契約を締結し、以来同人が本件パチンコ店を経営するようになった。同契約は、原告が入れたパチンコ台及び設備関係等を今村尚義がそのまま使用する内容であって、その設備関係の中にはリース物件があり、原告のリース料支払額は合計で100万円を超えていたが、そのリース料は原告が支払を続けるものであった。また本件パチンコ店の規模において営業を受け継ぐ場合には、受け継ぐ者が支払うべき金員の相場としては、月額200万円を超えていたが、前記契約では100万円であった。今村尚義から原告に対する100万円の支払は、領収証等の書面の授受がされことなく行われた。今村尚義は、その後風俗営業等規制法上の営業許可は原告のまま、本件パチンコ店を経営した。今村尚義は、その後毎週、本件パチンコ店の売上げをチェックしていたが、当初は1か月当たり2000万円程度あった売上高が平成10年6月前後頃には500万円程度に落ち込んできたことから、同年7月末日限りで閉店することとした。

（甲8，9，21，証人今村）



(3) 本件パチンコ店は、平成10年7月22日頃には営業を停止し、閉店した。今村尚義は、その頃従業員全員を解雇し、本件建物2階の従業員寮を同年7月30日頃閉鎖し、施錠した。本件パチンコ店の近くの住宅に住み込み稼働していた店長は、残務整理のため、同年8月半ば頃まで働いていたが、その後は引っ越していった。今村尚義は、使えそうなパチンコ台約92台を中古パチンコ台取扱業者に取り外させたり、本件パチンコ店内を整理させたりしていた。この業者の中には、「朱企画」の小野寺國雄及び有限会社ライフネットワークの鈴木哲男がいた。このうち、小野寺國雄は、同年8月末日限りでその作業を終えて、鍵を今村尚義に返還したが、鈴木哲男は、本件火災直前まで、上記作業を行っていた。このパチンコ台に関する作業等をする者の中には煙草を吸う者がいた。同年8月中旬頃から本件火災の直前頃まで、何者かが本件パチンコ店に侵入して無断で景品や備品を持ち去るという事態が発生していた。

なお、原告は、平成8年9月11日にセコム株式会社（以下「セコム」という。）と防犯サービス及び火災監視サービスを内容とする警備契約を締結していたが、本件火災の約1年前の平成9年9月13日、セコムは、本件建物の電気供給が停止されて契約に係るサービスを提供できなくなったことや契約料金が支払われなかったことから、契約を解除し、その後時期は不明であるが、本件建物の鍵を警備契約の相手方である原告に返還している。

(甲21, 乙7, 8, 13ないし15)

(4) 平成10年9月5日午前3時ないし同日午前4時頃の間、本件建物において、放火を原因とする本件火災が発生し、その1階及び2階の一部及びパチンコ台等の設備備品等を焼燬した（当事者間に争いが無い。）。

本件パチンコ店の1階は、全フロアが店舗であり、北側に顧客用の正面出入口があり、南側にカウンターが設置され、商品等が置かれる棚が存在する。1階の東側のやや南寄り部分及び西側のやや南寄り部分には、それぞれ出入

口があり、本件火災当時、東側出入口は施錠されていたが、西側出入口は施錠されていなかった。1階の焼燬状況は、西側出入口から6、7メートル入った付近が最も強く焼燬している。この付近においては、後記のような引火性液体は発見されていない。本件建物の1階部分は、付近にあった可燃物に火が着けられ、放火されたものである。

2階は、従業員寮になっており、店舗部分はなく、パチンコ台等は設置されていない。1階南側の中央付近に直接2階に通ずる開口部があり、これにはドア等はなく、開放されたまま、2階に通ずる階段があり、2階に鍵のある玄関ドアが設置されている。2階の出入口は、この玄関のみである。本件火災直後は、同玄関ドアは施錠されていなかった。2階の焼燬状況は、同玄関から東通路及び連絡通路を経て、同玄関から15、6メートル程度入った西通路付近が、床が燃え抜けている部分が存するなど最も焼燬の程度が強い。また、その付近には溶融が激しく原形を留めていないペットボトル2本が存し、石油類の反応が見られる布きれが残存していた。東通路に近い連絡通路は、焼燬の程度が比較的強く、その付近には原形を留めたペットボトルが存するが、これには石油臭のする少量の透明な液体が残存している。本件建物の2階部分は、引火性液体が撒かれ、放火されたものである。

(乙9ないし11)。

- (5) 本件パチンコ店の鍵については、1階の鍵が少なくとも2個あり、2階の鍵が少なくとも3個あったが、これらについては原告及び今村尚義が管理していた。本件火災当時、1階の鍵のうち1個は、当時本件建物においてパチンコ台の取り外しなどの作業を行っていた有限会社ライフネットワークの鈴木哲男が所持していた。この点については、後記のとおりである。

(甲8、21、乙12ないし15、証人今村、原告代表者)

- (6) 原告及び李好珍が経営する三陽開発株式会社は、平成7年2月21日、保険契約を締結していた飲食店の建物及び設備機械等が不審火により焼損し、

三陽開発株式会社が3500万円の保険金を取得したことがある。

(乙28の1ないし8, 乙29の12)

(7) 李好珍及びその経営するグループ会社の債務は、本件火災当時、約80億円に達しており、著しい債務超過の状態であった。

(乙56ないし62, 参加人代表者)。

(8) 原告は、平成8年7月10日、本件建物の登記簿上の所有者であるジャパンプロス株式会社の代表者から「火災保険等を原告において保険会社と契約してください。原告が契約した火災保険について請求する権利はここに放棄します。」旨の念書を作成してもらっている。

(甲3, 原告代表者)

## 2 争点1及び争点2アないしウについて

(1) 前記認定事実によると、本件火災は、1回の放火によるものではなく、1階及び2階がそれぞれ別の放火手段により発生したものであり、その放火箇所は、1階及び2階とも出入口から相当入り込んだ箇所で、しかも2階については、石油と思われる引火性液体をペットボトル3本に入れて放火するというものであって、これらの点からすると、放火犯人は、本件パチンコ店の存する本件建物を計画的に、かつ完全に焼燬させようという意思の下に放火したものと認められる。そうすると、本件火災は、行きづりのいわば愉快犯の犯行によるものとは考えられず、本件パチンコ店経営者等に対して恨みを有する者の犯行によるものか、又は保険金の取得を狙った者の犯行によるものと考えられる。

(2) 本件建物の1階については、当時パチンコ台取扱業者である鈴木哲男らが入りしていたため、これらの者の施錠忘れということも考えられるが、2階については今村尚義が同年7月30日に施錠しており、2階は従業員寮であってパチンコ台等は設置されていなかったのであるから、今村尚義が2階玄関ドアの鍵をこれらのパチンコ台取扱業者に渡すことは考えられず、したがって、これらの者による施錠忘れということも考えられない。また2階玄関ドアの鍵を

所持する者が同年7月30日以降本件火災以前に2階玄関ドアの鍵を開け、その後施錠を忘れたとの事実を認めるに足りる証拠はない。これらの点を総合すると、2階玄関ドアの鍵を所持している者がその鍵を使用して2階玄関ドアを開け、放火の犯行に及んだ後、玄関ドアを施錠しないで逃走したものと認められる。

なお、火災原因判定書(乙11)には「1階シャッターの西側が開いていたので、火災当時、1階2階とも出入りは自由であった。」旨の記載部分が存するが、同記載部分は、本件建物の構造を誤解するものであり、そのまま採用することはできない。

(3) 本件建物の2階玄関ドアの鍵の所持者について、検討する。

今村尚義は、平成10年9月16日に、消防士長に対し、2階の鍵は3個で、今村尚義、店長及び警備会社が持っていた旨、営業停止後は、店長と警備会社が鍵を保管していた旨述べている。しかし、本件パチンコ店の閉店当時の店長であった鈴木義二は、今村尚義から解雇されて同年8月半ば頃に本件パチンコ店近くの住宅から引っ越しているのであるから、この鈴木義二が本件火災当時に2階玄関ドアの鍵を所持したままであるとは考えられず、同人は雇用主である今村尚義に同鍵を返還したものと推認するのが相当である。また警備会社についても、今村尚義の述べる警備会社が、原告がかつて警備契約を締結していたセコムを指しているのか、本件パチンコ店閉店後同年8月10日頃まで本件パチンコ店を巡回していた警備会社(乙13)を指しているのか不明であるが、いずれにしても、本件火災の態様から推認される前記の動機等からすると、警備会社に保管された本件建物の鍵を使用して本件建物に侵入し放火したとは、到底考えられず、本件火災当時、警備会社が2階玄関ドアの鍵を所持していたとしても、本件火災との関連性はないものと認めるのが相当である。

原告は、本件パチンコ店の経営について、風俗営業等規制法上の営業許可を原告のままとし、原告の入れたパチンコ台及び設備関係等をそのまま今村尚義

が使用し、そのリース料の支払も原告が行うなどという、いわば本件パチンコ店に対して相当程度関与したまま、今村尚義に対し営業を委託しているのであって、このような原告と今村尚義との関係からすると、原告において、今村尚義に渡した鍵以外に本件建物の鍵を保有していた可能性もあるものと認められる。また、本件建物の2階は従業員寮であり、パチンコ台等の設備備品等はないから、パチンコ台取扱業者が入り込む可能性はない。これらの点からすると、本件建物の2階玄関ドアの鍵は、本件火災との関連性がないと認められる警備会社分を除き、原告と今村尚義以外の者が所持していた可能性はなかったものと推認される。

- (4) これらの事実、原告、李好珍及びそのグループ企業が多額の債務を負っており、債務超過の状態であったこと、本件火災の約3年前に原告及び原告と同じグループ会社が保険契約を締結した物件が不審火により焼損し、そのグループ会社が多額の保険金を取得した事実があること、今村尚義は、原告が入れた物件を使用し、原告がリース業者に支払うべき合計リース料にも足りず、相場の半額以下の100万円という低廉な対価で本件パチンコ店を営業し、しかもその100万円の支払が領収証等の書面の授受なく行われるなど、原告と今村尚義との間には極めて密接な関係があること等の諸事実を総合すると、原告、今村尚義及びこれらの者の意を受けた者の故意により本件火災を招来させたものと推認される。

そうでないとしても、少なくとも原告又は今村尚義の重大な過失により本件火災を招来させたものと認めるのが相当である。すなわち、本件火災の直前頃には、第三者が本件パチンコ店に侵入して無断で景品や備品を持ち去るという事態が既に発生しており、またパチンコ台取扱業者が本件建物に出入りして、パチンコ台の取り外し等の作業を行い、これらの者の中には煙草を吸う者がいたのであるから、原告及び今村尚義としては、本件建物の管理を十分にし、本件建物に無断で侵入したり、煙草等で火災を生じさせたりする者のないように、

施錠を確認すべき注意義務があったと認められる。そして、原告及び今村尚義はこのような注意義務を怠って、1階西側出入口及び2階玄関ドアの施錠状況を確認せず、そのため施錠されていなかった1階西側出入口及び2階玄関から、原告ないし今村尚義に恨みを抱き又は保険金詐取の目的を有する放火犯人をして本件建物内に侵入させるに至り、その結果本件火災の結果を生じさせたのであるから、原告又は今村尚義には、本件火災について重大な過失があったというべきである。

(5) 原告は、今村尚義は賃借人であって原告とは独立した立場で本件パチンコ店を経営していた者であるから、同人の故意又は重過失は原告の故意又は重過失には当たらない旨主張する。しかしながら、前記認定のとおり、今村尚義は、風俗営業等規制法上の営業許可を原告名義のままにして営業し、また原告が入れた物件を使用し、原告がリース業者に支払うべき合計リース料にも足りず、相場の半額以下の100万円という低廉な対価で本件パチンコ店を営業しているものであり、しかもその100万円の支払関係については、領収証等の書面の授受なく行われるなど、原告と今村尚義の間には極めて密接な関係があり、また原告は本件パチンコ店の経営について未だ相当程度関与しているのであって、このように今村尚義と密接な関係にあった原告が、今村尚義及びその意を受けた者の故意又は重過失により生じた本件火災に基づいて本件請求を行うことは、信義則に照らし許されないものというべきである。

(6) そうすると、原告は被告に対して本件火災に基づき保険金請求権を有するものではないので、原告の被告に対する請求及び参加人の被告に対する請求は、いずれも理由がない。

### 3 争点3について

証拠（丙1ないし4、16、参加人代表者）及び弁論の全趣旨によると、参加人は、李好珍に対し、平成10年12月14日から平成11年4月6日までの間、12回にわたり合計1億3870万円を貸し渡したこと、これらの債務

について李好珍の経営する会社が債務引受をして主債務者となり、同人が保証人となった証書を作成するなどしていたこと、本件火災発生後は、李好珍が原告に保険金が入った場合には直ちに返済する旨を述べるようになったこと、平成12年9月29日、原告と参加人との間で、債務確認をするとともに、債権譲渡をするとの債権譲渡契約書を作成したこと、原告は、同日、その旨を被告に通知したことが認められ、これらの事実によると、本件火災による本件保険金請求権は、参加人に移転したものと認められ、参加人の原告に対する請求は理由がある。

原告は、参加人主張の債権譲渡契約が締結されたのは平成12年9月29日であり、阿部智應が原告代表者として締結しているが、この当時の原告の代表者は、阿部智應でなく、実質的なオーナーであった李好珍であり、参加人代表者は、このことを認識していたにもかかわらず、原告の商業登記簿上の代表者がたまたま李好珍でなく阿部智應になっているのを奇貨として、本件保険金請求権を譲渡する契約を締結したものであって、このように原告の形式的代表者にすぎない阿部智應の本件保険金請求権の譲渡は、阿部個人ないし参加人のいわば私腹を肥やすための行為で、それによって原告に損害を与える行為であるから、民法93条ただし書の類推により、権限濫用行為として無効である旨主張する。証拠（参加人代表者）及び弁論の全趣旨（原告の商業登記簿謄本）によれば、平成11年7月5日に阿部智應が原告の代表者に就任した旨登記され、平成12年10月12日付けで、李好珍が同年9月15日に原告の代表者に就任した旨登記されていること、阿部智應は、上記平成12年9月29日に原告の代表者として立ち会って債権譲渡契約書に所持した原告代表者印を押捺したこと、その際同人は参加人代表者に対し、代表者が替わった旨を述べなかったことが認められ、これらの事実によると、参加人代表者が上記契約締結当時に、原告代表者が李好珍に替わっていたことを認識していた事実を認めることはできず、ほかにこの点に関する原告主張事実を認めるに足りる証拠はない。そう

すると、原告の主張は、前提事実を欠くものであるので、その余について判断するまでもなく、原告の主張は理由がない。

#### 4 結論

以上のとおりであり、原告及び参加人の被告に対する請求はいずれも理由がないからこれを棄却し、参加人の原告に対する請求は理由があるので認容し、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条、64条を適用し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第41部

裁 判 官                    一                    宮                    和                    夫



## 火災保険金請求権目録

保険会社	現代海上保険株式会社日本支社
契約者	茨城県稲敷郡美浦村大字舟子字横田3147番地3 有限会社ジェイ・アゴラ
保険種目	店舗総合保険
証券番号	FT981334
保険期間	平成10年8月8日から1年間
保険金額	3億2870万円
事故日	平成10年9月5日
事故通知日	平成10年9月17日